

令和4年度

事業計画(案)

【はらまちひばりワークセンター】

I. 基本方針

東日本大震災及び福島原発事故から11年が経ち、南相馬市は復興に向けて着実に歩みを進めております。一方で予測不能な自然災害や長引く新型コロナウイルスの感染拡大でなかなか思うような活動が出来ませんでした。今年度こそ感染予防対策が順調に進み、コロナも落ち着き計画した諸行事が予定通り実施できることを願っていますが、事業所運営は暫く予測の付かない厳しい状況が続くものと思われまます。

更に、ロシアのウクライナへの侵攻により、今後国民生活から企業経営は勿論、私たち法人に与える影響は計り知れないものがあります。

こうした中であって、地域社会での障がい者の生活がより安定と多様な支援が効果的に出来るような施設運営を目指しますが、新年度から新たな受託事業として南相馬市から車いす同乗軽自動車貸出事業を開始し、市内にお住まいの寝たきりの方をはじめ重度で車いすの使用なしでは通院などに行けない方々の支援にも貢献して参ります。

また、利用者の一般就労を積極的に支援する考えですが、まず誰もがマナーを身に付けていただくため、朝の挨拶として「オアシス運動」の唱和を始めましたが、希望を持って社会で活躍できるように支援いたします。事業運営としては事業収入の確保を図るため、既存作業収入の増加につなげる工夫や新たな事業の開拓に努め、利用者も職員も就労の場である事業所が働きやすい職場環境として赤い羽根共同募金の補助を活用した資源回収班のシャワー室と休憩室の整備を図るなどいたし、魅力ある事業所づくりに努めることといたします。

とにかく、新型コロナウイルス感染の予防や対策が進み、これまでのような事業が実施されることを願っております。

II. 重点事項

1. 事業所関係

(1) 経営基盤の安定化

- ・各事業の収入状況の把握と分析検討（効率的な運営など）
- ・利用者の確保や定員拡大による安定した事業所運営の方策

- ・工賃向上のための新規事業の開拓
- ・苦情解決及び虐待防止、身体拘束廃止委員会による法人の活性化
- ・将来の運営展望を模索
- ・資源回収班作業所のシャワー室や休憩所環境整備（赤い羽根募金）

（2）リスクマネジメント（危機管理）の体制構築

- ・防災訓練（年2回以上）の実施
- ・新たな災害への備えや対応（福祉避難所など）
- ・事故防止と共に事故発生時の速やかな対応
- ・新型コロナウイルスなどの感染症防止対策の徹底
（衛生委員会などによる取り組み）

（2）地域交流の推進や情報発信

- ・法人情報を的確に伝えるため定期的な会報発行やHPの発信
- ・健康福祉まつりなどの諸行事に参加し地域社会と共存
- ・地域の会議等において他所との連携や情報交換を密にして情報を共有
- ・実習生や体験学生の積極的な受入

（3）行政や関係団体への要望活動

- ・障害のある人の権利を守る制度づくりのための活動
（報酬改正や65歳問題の仕組み改善要望）
- ・グループホームの整備促進
（親亡き後に希望する暮らしを支える制度）

（4）地域貢献

- ・車いす同乗車軽自動車貸出事業の開始（市委託事業）

2、利用者支援関係

（1）利用者及び保護者との信頼関係構築

- ・利用者視点での支援の徹底化
- ・自己実現や自立支援のサポートサービス提供
- ・「報・連・相」の実践（意見、要望、不満を吸い上げ、速やかな対応）
- ・障がい事業所見学と勉強会
- ・オアシス運動の実践

（2）就労に向けた支援の取り組み

- ・働くことの楽しみを一緒に考えながら活躍の機会づくり
- ・一般企業や事業所への就労に向けた支援提供
(事業所見学など積極的な就職のための支援)

(3) 高品質で安定したサービス提供

- ・事故防止の取組み継続
(特に安全な送迎サービスの実施)
- ・各種マニュアルにより利用者の生命を守る

(4) 生活面の支援活動

- ・毎月の外食や行事で楽しさを体験させ生活意識の高揚
- ・利用者の生活習慣や健康維持への啓蒙
- ・絵画の作成や地域のイベントに参加するなどの支援活動

3、職員関係

(1) 人材確保や定着に向けた取組み

- ・職員の処遇改善交付金の取組み継続
- ・働きやすい環境づくりの整備

(2) 職員の意識改革と資質の向上

- ・一人ひとりの気づきや発想転換を大切に、創意工夫を引き出す
- ・県や各種団体の研修会に、職員は年一回以上受講し研修後は報告会開催
- ・支援員に相応しい育成のため、内部会議や研修の充実

4、その他

令和4年度 相談支援事業所はらまちひばり 事業計画

1. 運営の方針

- ・相談者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、相談者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行なうものとする。
- ・相談者の意思及び人格を尊重し、常に相談者の立場に立ち、公平中立に行うものとする。
- ・相談者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- ・関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業内容

(計画相談支援)

- ・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(委託相談支援)

全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

3. 専門的な人材の確保及び養成

- ・医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- ・関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ・基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

4. 地域の体制作り

- ・基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。